

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：当町ハザードマップ)

当会が立地する市街地域である小竹地区において、2mを超える浸水が予想されているほか、市街地の商業地区の60%を超える範囲で2m以上の浸水が予想されている。また、小竹町は、町の真ん中に遠賀川が流れており、その遠賀川に隣接する地区（小竹地区・勝野地区・赤地地区・御徳地区・南良津地区・兵丹地区・新山崎地区・中央地区）においては、ほぼ全域で最大で5mの浸水被害が予想されている。

当町の遠賀川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。昭和47年7月の豪雨による南良津地区の内水や、昭和55年8月の御徳地区の洪水。平成21年7月の南良津地区の出水等浸水被害が発生している。

(土砂災害：小竹町ハザードマップ)

山間の毛勝地区・新多地区一帯は、地滑り等土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。当該地区は建設業等があることから、土砂災害による影響が懸念される。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後30年間で61.5%以上の確率で発生すると言われている。

(感染症)

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況（令和元年度商工会実態調査より）

- ・商工業者数 224人
- ・小規模事業者数 183人

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業所数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	建設業	40	38	毛勝地区・新多地区に多い
	製造業	51	22	町内に広く分散している
	卸売業	15	13	町内に広く分散している
	小売業	53	53	町内に広く分散している
	飲食店	6	6	町内に広く分散している
	サービス業	57	51	町内に広く分散している
	その他	2	0	町内に広く分散している
	合計	224	183	

(3) これまでの取組

- 1) 当町の取組
 - ・小竹町地域防災計画の策定（平成26年4月策定）
 - ・防災備品の備蓄
- 2) 当会の取組
 - ・事業者BCPに関する国の施策の周知
 - ・事業者に対する事業者BCP策定支援

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然的な記載にとどまり、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町の間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページにおいて、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和3年度中に作成。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社、福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・小竹町事業継続力強化支援協議会（協議会構成員：当会、当町）を最低年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

＜ 2. 発災後の対策 ＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 6 時間以内に職員の安否報告を行う。
SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を当会と当町で共有する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 3 2 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。豪雨時における例として、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地区内の 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内の 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1% 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に 3 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 2 回共有する
2 週間～1 ヶ月	1 日に 1 回共有する
2 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「小竹町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

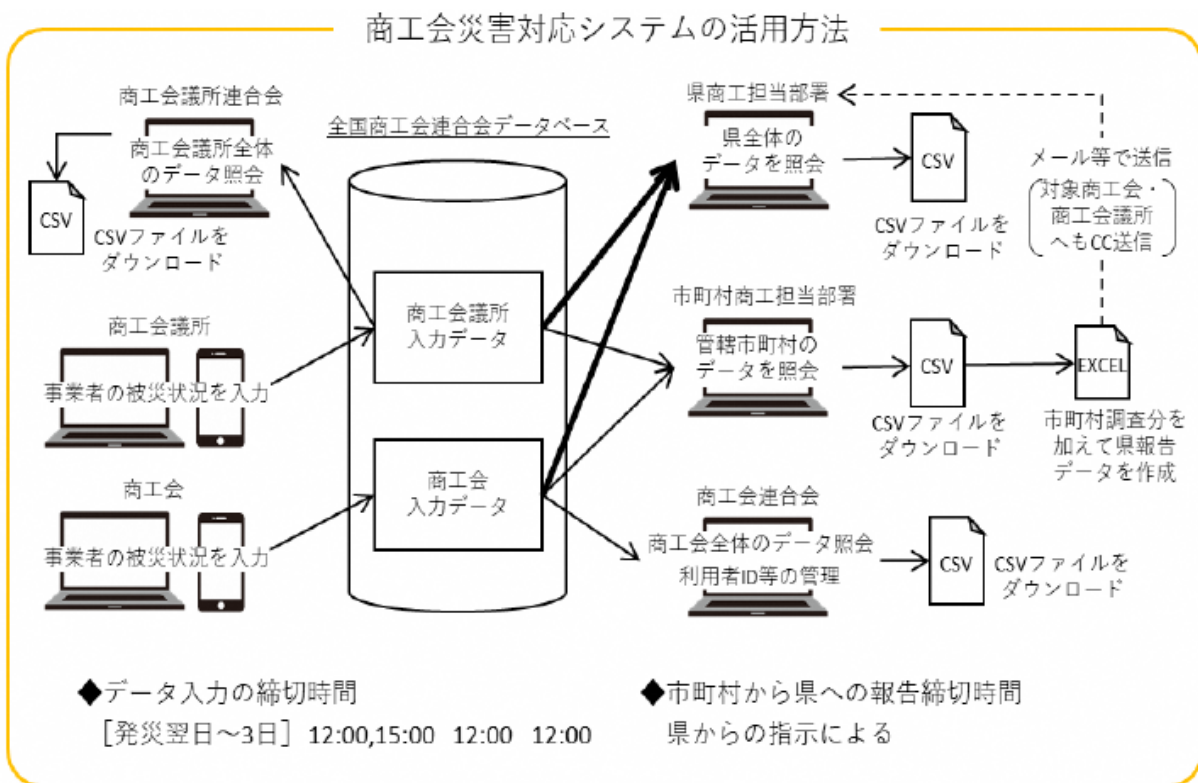
＜ 3. 発災時における連絡体制 ＞

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、

あらかじめ確認しておく。

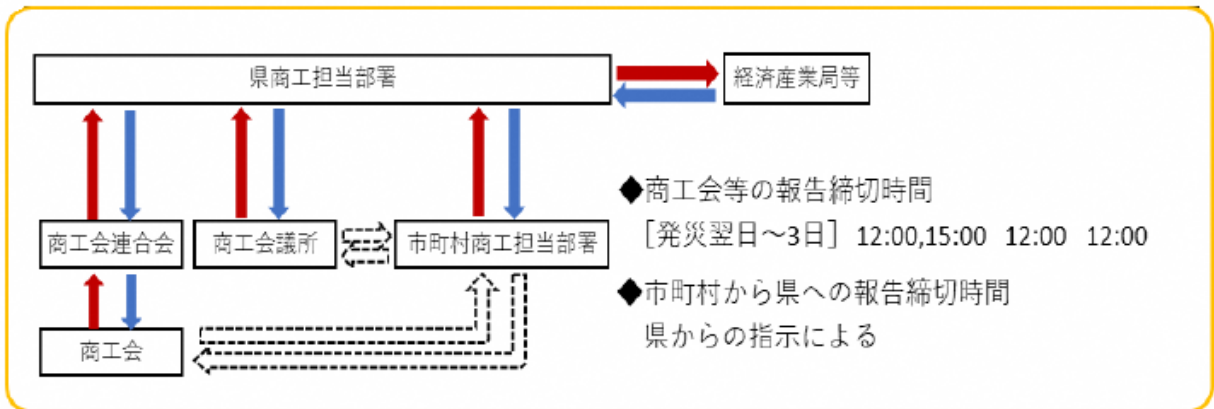
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の福岡県が指定する方法にて当会又は当町より福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や福岡県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を福岡県の指定する方法にて当会または当町より福岡県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報を共有し、福岡県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、福岡県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は福岡県からの指示により報告する。

①システム利用可能時



②システム不具合発生時

- ・下記の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、福岡県の商工担当部署へ報告する。

様式 I
福岡県中小企業振興経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：
記入担当者：

記入欄	被害箇所			被害状況		区分 (業種/業態/業種)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	
記入欄	○○市○○町○○	—	○○○製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。調整機2台が利用できない状況。
	△△市△△町△△	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電線柱が店舗に向けて倒れ、店舗平壊。在庫商品の約7割が被害。
1						
2						
3						

※前記までに記載事項は削除せず、新規情報を追加していただきます。 ※用途が異なる場合はコピーしてご利用ください。
※既に記載事項を頂いている被害箇所につきましても、その他の被害や被害状況等の修正や追加が判別した場合は、併せてご報告をお願いします。

< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、町の施策）について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福岡県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣

等を福岡県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

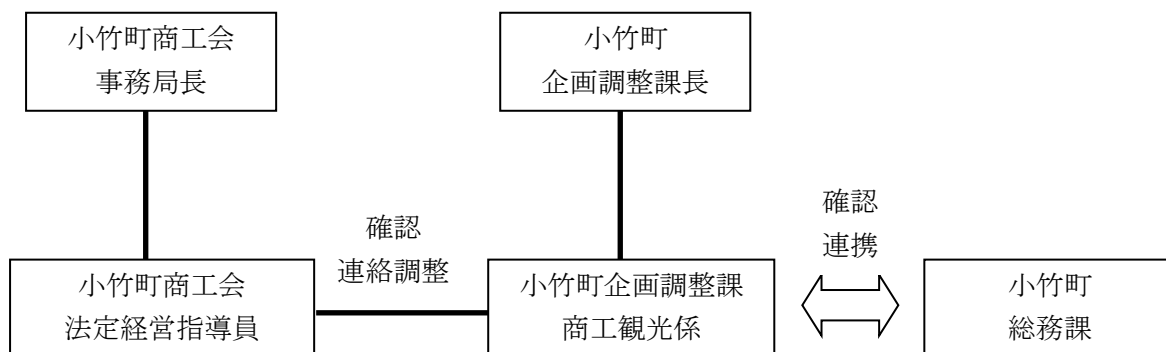
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 大宮 哲也 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町村連絡先

①商工会

小竹町商工会

〒820-1103 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3 5 1 9 - 6

T E L : 09496-2-0315 F A X : 09496-2-5163

E-mail:kotake@shokokai.ne.jp

②関係市町村

小竹町 企画調整課 商工観光係

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3 1 6 7 - 1

T E L : 09496-2-1214 F A X : 09496-2-1140

E-mail:kikaku@town.kotake.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福岡県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	120	120	120	120	120
・ 専門家派遣費 (セミナー開催費)	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	10	10	10	10	10
・ 防災、感染症対策費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、小竹町補助金、福岡県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
<p>あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 福岡支店 支店長 横山 和広 所在地 〒812-0018 福岡市博多区住吉2-9-2 電話番号 092-282-6534</p> <p>福岡県火災共済協同組合 理事長 城戸 津紀雄 所在地 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F 電話番号 092-622-8071</p>
連携して実施する事業の内容
<p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップwebアプリの活用 ・損害保険の見直し相談の実施</p> <p>②BCP策定 ・「BCPキットくん」によるBCPの策定支援 ・BCPワークショップ・訓練セミナーの実施</p> <p>③「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・各種損害保険及び共済の町内事業者への周知、PR</p> <p>④巡回同行募集の強化 ・商工会職員と連携した損害保険会社等との町内事業者への巡回訪問同行実施</p> <p>⑤リスク診断への協力 ・町内事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力、支援</p> <p>⑥会議、セミナー、相談会での説明 ・会議時等での連携損害保険会社による保険の説明を実施 ・商工会と連携損害保険会社等との共催による普及セミナー、相談会における保険商品説明の実施</p>
連携して事業を実施する者の役割
<p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップwebアプリの活用により、地震・浸水・土砂災害・台風災害についての資料を提供する。 ・損害保険見直し相談会を実施し、町内事業者の災害による不測の事態に対応できるアドバイスを行う。</p> <p>②BCP策定 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社独自ツール「BCPキットくん」で「自社BCP」の完成が容易となるBCP策定支援を実施できる。 ・BCPワークショップや訓練セミナーの実施により、BCP策定の重要性等の周知を図ることができる。</p> <p>③「地震危険補償特約・新総合火災共済・休業対応応援共済」等に対する周知・PR ・各種共済保険等を市内事業者へ周知を図ることにより、一般の損害保険会社の商品よりも比較的低額な共済制度が提案でき、町内事業者への損害保険加入促進の選択肢の幅を広げる。</p> <p>④巡回同行募集の強化 ・商工会職員と連携した損害保険会社等との小規模事業者や中小企業への巡回訪問同行実施によ</p>

り、個別での相談及び提案を可能とし、高い確率での損害保険等の加入及び見直し実施を可能にする。

⑤リスク診断への協力

- ・小規模事業者の現状を踏まえ、自社リスク診断を実施する際の協力及び支援を連携実施者と合同にて実施することで、人員等が不足する商工会のサポート役として機能発揮が期待できる。

⑥会議、セミナー、相談会での説明

- ・会議時等に連携損害保険会社等が保険説明を実施することにより、商工会会員等を中心とした町内事業者への災害リスク対策の普及と推進が期待できる。

連携体制図等

①

